

村山地域医療情報ネットワーク協議会規約

（目的）

第1条 村山地域における医療資源を有効に活用し、より安全で質の高い医療を効率的・効果的に提供するとともに、より安心できる地域医療を目指すため、情報通信技術（ICT）を活用した医療情報ネットワークの構築に係る調整・意見交換の場として、村山地域医療情報ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）医療情報の共有化（地域連携パスの電子化を含む）を推進する事業
- （2）医療情報連携に関する調査事業
- （3）多職種連携による在宅医療の情報共通化に係る啓発事業
- （4）その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

（構成団体・役員）

第3条 協議会を構成する団体（機関）及び役員は、別紙のとおりとする。

（職務）

第4条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（協議会の決定事項）

第5条 協議会は、次の事項について審議し、決定する。

- （1）規約の変更
- （2）事業計画及び収支予算
- （3）事業報告及び収支決算
- （4）その他協議会の運営に必要なこと

（協議会の開催）

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長とする。

3 協議会の議決は、出席した副会長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（検討委員会）

第7条 医療情報連携に関する専門的事項を検討させるため、協議会に検討委員会を置くことができる。

2 検討委員会は、理事が指定する者により構成し、検討委員会の委員長及び副委員長は会長が指名する。

(経費)

第8条 協議会の経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計)

第9条 協議会の会計事務及び契約事務は、山形県の事務の例による。

2 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を村山保健所に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の議決を経て、会長が定める。ただし、協議会を招集する時間的余裕がない場合は、会長が決定し、次の協議会で承認を受けるものとする。

附則

この規約は、平成25年10月8日から施行する。

附則

この規約は、平成25年12月5日から施行する。

附則

この規約は、平成28年2月23日から施行する。

(別紙)

構成団体・機関

(1) 医師会

山形市医師会、天童市東村山郡医師会、寒河江市西村山郡医師会、
上山市医師会、北村山地区医師会

(2) 病 院

山形大学医学部附属病院、山形県立中央病院、山形市立病院済生館、
天童市民病院、山形済生病院、東北中央病院、山形県立河北病院、
寒河江市立病院、北村山公立病院、国立病院機構山形病院

(3) 保健所

村山保健所

役員

役職名	左欄の役職に充てる者
会 長	山形市医師会 会長
副会長	村山保健所 所長
理 事	天童市東村山郡医師会 会長
理 事	寒河江市西村山郡医師会 会長
理 事	上山市医師会 会長
理 事	北村山地区医師会 会長
理 事	山形大学医学部附属病院 院長
理 事	山形県立中央病院 院長
理 事	山形市立病院済生館 館長
理 事	天童市民病院 院長
理 事	山形済生病院 院長
理 事	東北中央病院 院長
理 事	山形県立河北病院 院長
理 事	寒河江市立病院 院長
理 事	北村山公立病院 院長
理 事	国立病院機構山形病院 院長